平成２４年（フ）第１２９号
福岡県飯塚市目尾1180番地２
債務者　藤谷　幸夫
１　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１１２号
福岡県田川市大字川宮1650番地１
債務者　桑原　初子
１　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第３７２号
大分市大字鶴崎496番地　ライフハイツ208
債務者　江藤千代子
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４３８号
大分市寿町11番14号　第２鳥羽ビル403
債務者　今次　洋一
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３０６号
宮崎市江平東町８番地16　コーラルマンションＡ棟102号
債務者　櫻木　麻美（旧姓折元）
１　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４２９号
鹿児島県鹿児島市郡山町1321番地１　スキルハウス201号
債務者　岩川　寛明
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４３０号
鹿児島県鹿児島市郡山町1321番地１　スキルハウス201号
債務者　岩川可奈子
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４３４号
鹿児島県鹿児島市中山町5028番地14　ブライト光105号
債務者　本田　達郎
１　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４３６号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目4492番地３　キャトルフィーユ405号
債務者　川原　真吾
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４３９号
鹿児島県鹿児島市中央町７番地３　ガストフビル607号
債務者　右田　正志
１　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４４１号
鹿児島県いちき串木野市北浜町161番地
債務者　久保　　恵
１　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４４２号
鹿児島県西之表市東町99番地
債務者　宇辰　幸生
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４５１号
鹿児島県鹿児島市小原町24番15号
債務者　山下洋一郎
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４５２号
鹿児島県鹿児島市坂之上３丁目24番３号
債務者　馬場　健一
１　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４５４号
鹿児島県日置市東市来町長里159番地　コーポつるまる
債務者　川野　義隆
１　決定年月日時　平成24年11月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５７号
鹿児島県奄美市名瀬春日町８番10号
債務者　中山　歌子
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第１０５号
鹿児島県薩摩川内市宮内町1624番地３　亀山ハイツ106号、前住所鹿児島県薩摩川内市上川内町4110番地６　コーポグリーン101
債務者　益田　杏奈（旧姓岩元）
１　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
鹿児島県薩摩川内市水引町3176番地１
債務者　小浜田芳子
１　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係